

協議事項 1

学校園における新型コロナウイルス感染症対策等について

学校園における新型コロナウイルス感染症対策等について、協議事項として以下のとおり提案する。

令和4年1月12日提出

神戸市教育委員会事務局

事務局長 長谷川 達也

[神戸市立学校園における感染確認状況]

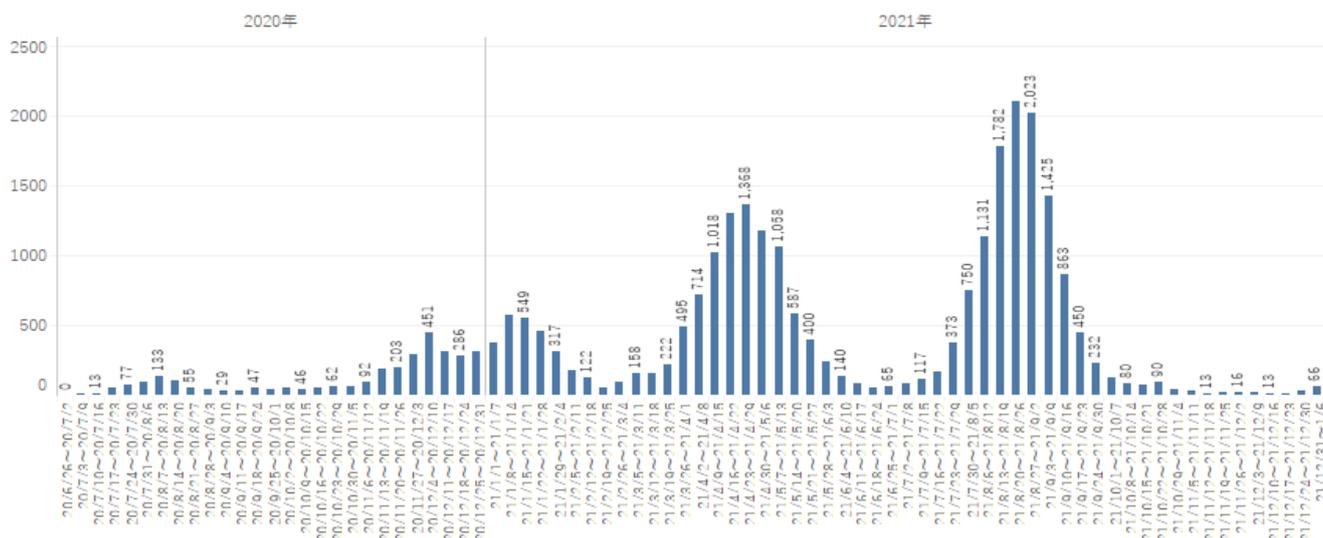
学校園における感染者の推移 (R4.1.6 現在)

(人)

	幼稚園	小学校	中学校	特別支援学校	高校・高専	児童生徒計	教職員	総計
令和2年7月		3	3		1	7	1	8
令和2年8月		9	2		2	13	3	16
令和2年9月		24	4			28	5	33
令和2年10月		5	5		1	11	0	11
令和2年11月		19	10			29	1	30
令和2年12月		20	20	1	3	44	6	50
令和3年1月		40	51	1	5	97	7	104
令和3年2月		4	7			11	0	11
令和3年3月		19	6		2	27	4	31
令和3年4月	1	102	78	3	16	200	31	231
令和3年5月		87	62	5	14	168	22	190
令和3年6月		4	2		6	12	2	14
令和3年7月		13	38		6	57	2	59
令和3年8月	4	231	138	10	68	451	30	481
令和3年9月	6	228	128	8	38	408	13	421
令和3年10月	4	29	23	1		57	1	58
令和3年11月		12	3		1	16	0	16
令和3年12月		3				3	1	4
令和4年1月		4	1			5	1	6
合計	15	856	581	29	163	1644	130	1774
令和2年度累計	0	143	108	2	14	267	27	294
令和3年度累計	15	713	473	27	149	1377	103	1480

【参考】神戸市における感染者数の状況

新規感染者数の推移



幼児児童生徒が新型コロナウイルス感染者等になった場合について

これらの対応は、市内の感染状況などにより、今後、変更する可能性があります。

お子様（本人）や同居家族が、以下のような状況になったら、必ず学校・幼稚園に連絡をしてください。

状 況	該当者		登校園	登校園について (登校園できない場合でも欠席扱いとはなりません)
	本人	同居家族		
①感染者になった場合	◆		×	医師や保健所の指示により登校園可能(治療)となるまでの間、登校園できません。
②発熱等の風邪の症状がみられる場合 (ワクチン接種後の発熱等も同様)	◆		×	症状がなくなるまで登校園できません。
		◆	×	症状がなくなるまで登校園できません。 ※ただし、同居家族の方が医療機関を受診し、「感染の疑いや恐れがない」との診断を受けた場合は登校園できます。
③発熱等の風邪の症状により検査をする場合	◆	◆	×	検査結果(陰性)が出るまでの間、登校園できません。
④濃厚接触者になって検査をする場合	◆		×	検査結果が陰性であっても、感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から14日間、登校園できません。
		◆	×	検査結果(陰性)が出るまでの間、登校園できません。同居者の検査結果が陰性であっても、当該同居者に発熱等の風邪の症状がみられるときは登校園できません。
⑤市立学校園で感染者が確認され、濃厚接触者ではないが、念のために検査をする場合	◆		×	検査結果(陰性)が出るまでの間、登校園できません。
		◆	○	登校園できます。 例：市立中学校に通っている兄の学級の生徒が感染し、同じ学級の生徒全員が念のために検査をすることになっても、同じ中学校に通っている弟や小学校に通っている妹は登校できます。
⑥けが等で入院するために検査をする場合		◆	○	登校園できます。

※「検査」とは、PCR検査・抗原検査のことです。

※あくまで原則であり、場合によっては適用されないこともあります。

※これ以外の場合は、学校園にお問い合わせください。

児童生徒等やその家族に基礎疾患があったり同居家族に高齢者がいる場合、または感染の不安を理由に登校園できない場合など、配慮すべき事情がある場合には、学校園にご相談ください。